

通常の卸売開始の時刻以前の卸売取扱要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、徳島市中央卸売市場業務条例（昭和47年徳島市条例第50号。）第39条第1項ただし書の規定による通常の卸売開始の時刻以前（せり売又は入札開始時刻以前）の卸売（以下「通常の卸売開始の時刻以前の卸売」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この要領において「通常の卸売開始の時刻以前の卸売」とは、卸売業者が、市長の許可を得てその取扱品目の部類に属するせり売又は入札の方法による物品（別表第1及び別表第2のうち市長が別に定める割合に相当する部分に限る。）を、通常の卸売開始の時刻以前に相対売又は定価売の方法で販売することをいう。

(許可基準)

第3条 市長は、次の各号に掲げる場合で、通常の卸売開始の時刻以前の卸売が徳島市中央卸売市場（以下「市場」という。）における需給の安定及び公正な売買取引による適正な価格形成に支障をきたすことなく、かつ、市場の仲卸業者又は売買参加者の買受けを不当に差別することとならないと認めるときは、その許可をするものとする。

- (1) 開設区域外の卸売市場の生鮮食料品等の入荷事情等からみて、市場の卸売業者又は仲卸業者からの卸売又は販売の方法以外の方法によっては、当該卸売市場に出荷されることが著しく困難である物品を、当該卸売市場の卸売業者又はその者に出荷する当該市場の仲卸業者に対して卸売をする場合
- (2) 卸売業者と仲卸業者又は売買参加者との間においてあらかじめ締結した契約に基づき確保した物品の卸売をする場合
- (3) 緊急に出航する船舶に生鮮食料品等を供給する必要がある場合
- (4) 災害の発生地緊急に生鮮食料品等を供給する必要がある場合
- (5) その他特別の事情がある場合

(限度数量)

第4条 通常の卸売開始の時刻以前の卸売により卸売できる物品の販売数量は同品質及び同等級の品目について卸売業者ごとに当日卸売する数量の約30パーセントを限度とする。ただし、市長が同一物品の入荷量が著しく増加したと認めた場合はこの限りでない。

(卸売価格)

第5条 通常の卸売開始の時刻以前の卸売価格は、同種同物品の当日におけるせり価格の最高価格又はこれを基準とした価格とする。

(通常の卸売開始の時刻以前の卸売の時間帯)

第6条 通常の卸売開始の時刻以前の卸売の時間は、卸売業者が行う卸売の販売開始時刻から通常の卸売開始の時刻までの間とし、卸売物品の引渡しはその時間内に完了しなければならない

(販売原票への表示)

第7条 卸売業者は、通常の卸売開始の時刻以前の卸売をしたときは、その旨を販売原票に明示しなければならない。

(販売の相手方の制限)

第8条 通常の卸売開始の時刻以前の卸売により当該物品の卸売を受けた仲卸業者又は売買参加者は、当該申請に係る販売の相手方以外の者に販売してはならない。

(申請手続)

第9条 卸売業者は、通常の卸売開始の時刻以前の卸売の許可を受けようとするときは、徳島市中央卸売市場業務条例施行規則(昭和47年徳島市規則第67号。)第53条に規定する許可申請書に、次の各号に掲げる書類を添えて、卸売をする前日の午後2時まで、第3条第3号及び第4号に規定する場合は必要の都度市長に提出してその許可を受けなければならない。

- (1) 卸売業者と仲卸業者又は売買参加者との間に締結した予約相対取引による契約書の写し
- (2) 通常の卸売開始の時刻以前の卸売を必要とする旨を証する書類
- (3) 仲卸業者又は売買参加者の通常の卸売開始の時刻以前の卸売申出書(別記様式第1号)の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

(報 告)

第 1 0 条 卸売業者は、通常の卸売開始の時刻以前の卸売に係る物品の卸売をしたときは、通常の卸売開始の時刻以前の卸売物品販売報告書（別記様式第 2 号）により、その月分を翌月 1 0 日までに市長に報告しなければならない。

附 則

この要領は、昭和 5 0 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。